

出産・育児会費免除に関するQ&A

Q1 「出産・育児会費免除」と「退会」はどこが違うのでしょうか？

A : 会費免除は正会員としての協会への在籍は残ります。退会は、正会員の資格を失効し、再び正会員になるには「継続復会手続き」、または「再入会」しなければなりません。

Q2

年度途中からの会費免除も可能でしょうか？

A : 会費免除は年度単位で、休会申請を行った翌年度（4月1日～翌年3月31日まで）が会費免除期間となります。

Q3 会費免除期間中、協会主催の講習会・特別講習会・イベント等の受講はできますか？

A : 協会主催の講習会・イベントへの参加は可能で、会員価格等で受講することができます。

Q4

会費免除期間中も会員証の発行や、会報誌、その他発行物等は送られてきますか？

A : 会費免除期間も会員証発行し、会報誌等送付いたします。但し、申請が受理された後、会員証を発行いたします。

Q5

「会費免除理由の根拠となる、第三者による証明書」の提出が申請時(3月31日まで)に間に合わない場合は、どうしたらいいですか？

A : 申請年度の翌年度1年間が会費免除となります。間に合わない場合は、まず「出産・育児会費免除申請書」を先に提出し、同時に協会事務局・総務担当あてに必ず提出期日をご連絡ください。ご連絡いただいた場合でも、出産日から1年を経過し、証明書が提出されない場合はその年度の休会は無効となり、会費の納入が必要となります。詳細は事務局総務担当にご相談ください。

Q6

申請の期限はあるのでしょうか？

A 申請の期限は、出産日から1年以内となっています。期限内に申請いただきますようお願いいたします。延長申請の場合は、市区町村役所より「保育所入所不諾通知書」が届いた後、会費免除期間内にご申請ください。

Q7

会費免除の期間中、勤務先で育児休暇を取得してますが、登録サロンや登録教室の申請・更新やAJESTHE認定講師の更新はできますか？

A できます。それぞれの規程に沿って、申請・更新を行ってください。